

3 文科高第 955 号
医政発 1207 第 4 号
令和 3 年 12 月 7 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「臨床検査技師学校養成所指定規則第 2 条第 10 号に規定する
適当な実習指導者について」の一部訂正について

「臨床検査技師学校養成所指定規則第 2 条第 10 号に規定する適当な実習指導者について」(令和 3 年 10 月 20 日付け 3 文科高第 803 号・医政発 1020 第 3 号文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長連名通知)が発出されたところであるが、その内容の一部に誤りがあったため、下記のとおり訂正する。

都道府県におかれては、貴管下の医療機関等に対して周知願いたい。

記

誤	正
<p>1 頁 臨床検査技師の臨地実習については、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」(令和 2 年 4 月 8 日)において、臨床検査技師を取り巻く環境の変化とともに、求められる役割・知識等も変化していることや、臨地実習の実施方法や指導環境、指導する期間等が学校養成所や臨地実習施設によって様々であることから、臨床検査技師の質の向上のため、臨地実習の在り方の見直しや、学校養成所や臨地実習施設における教育の質の向上が求められたところであり、これを踏まえ、臨床検査技</p>	<p>1 頁 臨床検査技師の臨地実習については、「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」(令和 2 年 4 月 8 日)において、臨床検査技師を取り巻く環境の変化とともに、求められる役割・知識等も変化していることや、臨地実習の実施方法や指導環境、指導する期間等が学校養成所や臨地実習施設によって様々であることから、臨床検査技師の質の向上のため、臨地実習の在り方の見直しや、学校養成所や臨地実習施設における教育の質の向上が求められたところであり、これを踏まえ、臨床検査技</p>

<p>師学校養成所指定規則(昭和45年12月28日文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。)の一部改正及び「臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて」(令和3年10月20日医政発1020第1号厚生労働省医政局長通知)を通知したところである。</p> <p>これらを踏まえ、指定規則の第2条第10号に規定する「適当な実習指導者」及び別表第2に規定する「臨地実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為」の留意事項を下記のように定め、<u>指定規則の一部を改正する省令(令和3年10月14日文部省・厚生省令第4号)の施行の日(令和4年4月1日)から適用する。</u></p> <p>また、都道府県においては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知願いたい。</p>	<p>師学校養成所指定規則(昭和45年文部省・厚生省令第3号。以下「指定規則」という。)の一部改正及び「<u>臨床検査技師養成所指導ガイドラインについて</u>」の改正等について」(令和3年10月20日付け医政発1020第1号厚生労働省医政局長通知)を通知したところである。</p> <p>これらを踏まえ、指定規則の第2条第10号に規定する「適当な実習指導者」及び別表第2に規定する「臨地実習において学生に必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為」の留意事項を下記のように定め、<u>令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>また、都道府県においては、貴管下の医療機関等に対して、以下の内容を周知願いたい。</p>
---	---